

# 公 示 書

信濃川河川事務所において国土交通省共済組合北陸地方整備局支部が運営する福利厚生施設（食堂）の営業を希望する業者の公募を次のとおり公示します。

平成29年3月1日

国土交通省共済組合

北陸地方整備局支部長 中神 陽一



## 1. 対象事業者

国土交通省共済組合北陸地方整備局支部長の委託を受けて、信濃川河川事務所において食堂の営業を希望する者・・・・・・1事業者

## 2. 対象施設

信濃川河川事務所

所在地 新潟県長岡市信濃1丁目5-30

電話 0258(32)3020(代表)

施設の概要 別紙1「施設概要」のとおり

## 3. 業務期間

平成29年7月1日～平成30年3月31日

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で期間を更新し、業務を行うことができる。

なお、業務の開始時期については、変更もあり得る。

## 4. 申請書関係説明資料の交付期間、場所及び交付方法

平成29年3月1日から平成29年3月15日までの間に、信濃川河川事務所総務課において書面により交付する（平日の9時から16時まで）。

また、郵送による交付を希望する者は、電話で平成29年3月13日までに申し出ること。

## 5. 申請書等についての個別説明

公示後、福利厚生施設（食堂）の営業を希望する者は、申請書等についての個別説明を平成29年3月1日（水）から平成29年3月15日（水）までの平日の9時から16時までの間、信濃川河川事務所総務課において行うので、電話で日時を確認のうえ、必ず受けること。個別説明を受けなかった者については、申請への参加は認めない。

## 6. 営業の条件

別紙2「営業条件」のとおり

## 7. 参加資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (6) 暴力団又は暴力団員及び（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

## 8. 提出書類

- (1) 信濃川河川事務所（食堂）営業申請書
  - (2) 添付書類
    - ① 会社等概要（個人の方は市販の履歴書を添付）
    - ② 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
    - ③ 店舗別営業開始日一覧表
    - ④ 過去3年間の保健所等からの指摘事項及び改善措置状況
    - ⑤ 経営規模等調査票
    - ⑥ 納税証明書  
法人の場合 → 法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）  
個人の場合 → 申告所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）
    - ⑦ 法人の場合 → 商業登記簿謄本、個人の場合 → 身分証明書（市町村発行）
    - ⑧ 直近3期分の決算書  
法人の場合 → 貸借対照表、損益計算書、利益処分書  
個人の場合 → 決算等財務状態が確認できる書類
    - ⑨ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し
    - ⑩ 提案書
    - ⑪ 誓約書及び役員名簿
- \* なお、詳細については個別説明時に行う。

## 9. 申請書の提出期限、場所及び方法

平成29年3月31日(金)17時までに信濃川河川事務所総務課に持参又は郵送(書留郵便のみとし、上記提出期限を必着とする)にて提出すること。

#### 10. 営業する者の特定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査の上、営業する者を特定する。

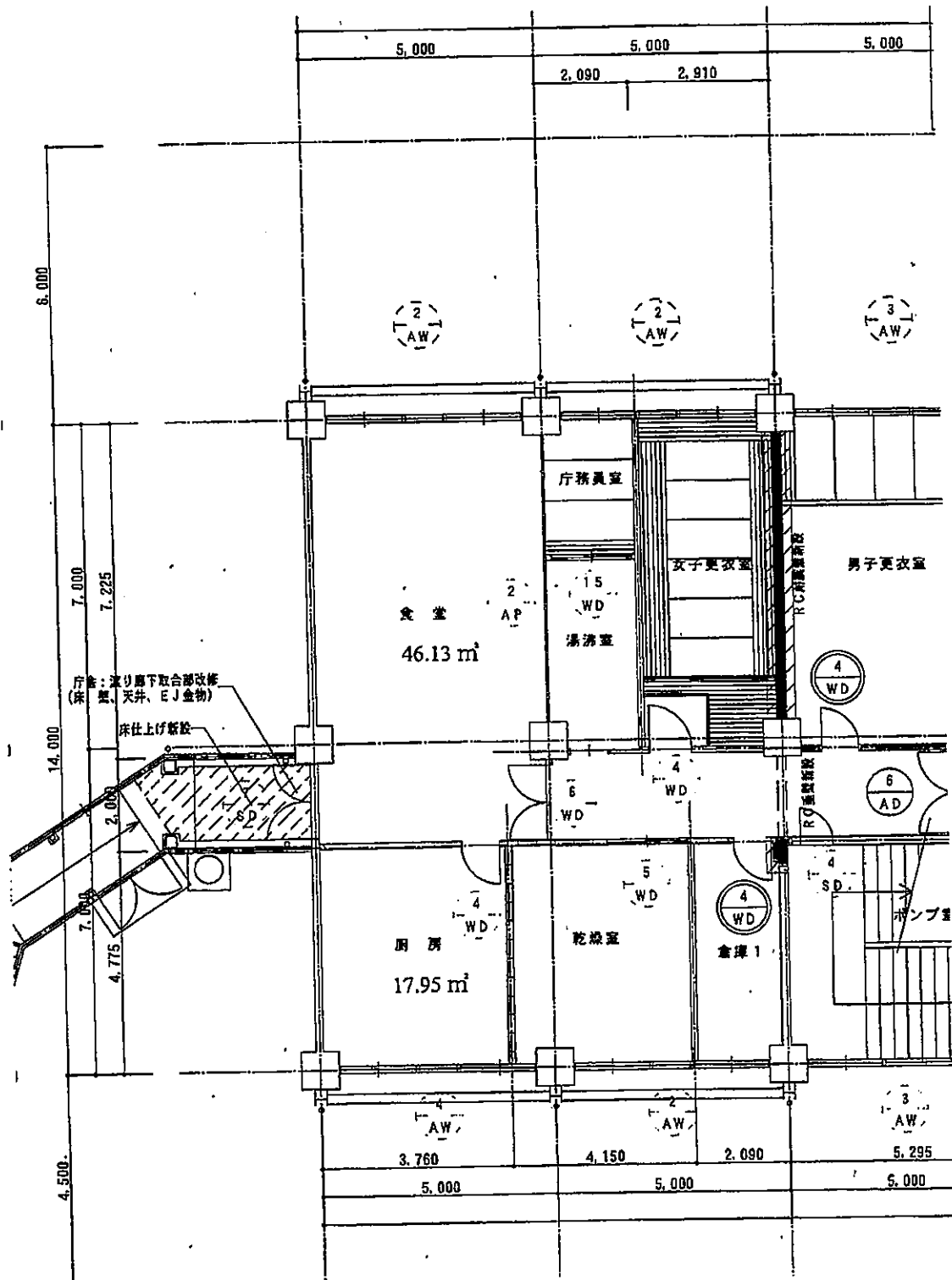
問い合わせ先：新潟県長岡市信濃1丁目5-30

国土交通省北陸地方整備局 信濃川河川事務所 総務課 職員係長  
電話0258(32)3020(代表)

施設概要 (食堂)

信濃川河川事務所 (食堂)

庁舎利用者数	約 90 名 (年間利用見込食数 約 6,000 食)
食堂の営業場所	1 階
食堂の使用面積	64.08 m <sup>2</sup> (内、厨房 17.95 m <sup>2</sup> )
電力	100 V 及び 200 V
ガス	都市ガス
給排水施設	有り



## 営 業 条 件

## 信濃川河川事務所【食堂】

項 目	営 業 条 件
施設の目的	信濃川河川事務所に勤務する組合員及び来庁者の利便に資することを目的とし、組合員の福利厚生増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスの提供のための施設である。
営業開始予定日	平成29年7月1日
営業日	「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く毎日とする。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、委託者において全責任を負うものとする。
契約期間	契約の期間は平成30年3月31日までとするが、委託者が認めた場合は5年に限り更新ができるものとする。
報告事項等	契約書(案)のとおり。
提供価格	概ね定食(日替わり弁当等)350円～400円、麺類320円～400円程度を基準とすること。
庁舎への出入り等	庁舎管理規程に従うものとする。
営業時間	11:30～13:30 ただし、委託者との打合せによって双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
サービス方法	セルフサービス方式とするが、別途提案は受け付ける。
精算方法	直接現金払い、現金による食券を購入、その他のシステムを提案すること。
メニュー	米類及び麺類を含む和洋中を提供すること。
備品類	食堂の厨房器具、テーブル、椅子、鍋、釜、食器類その他は、既存のものを貸与する。 その他運営上必要な備品類については、受託者が用意すること。(券売機等) 備品類の修理は、原則として受託者において行うものとする。
消耗品類	貸与する備品類以外の鍋、釜、食器類その他必要な消耗品については、受託者が用意すること。
その他	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は受託者が行うものとする。 使用許可場所及び貸与物品の使用料は無償とするが、光熱水料については、応分の負担が必要となります。 営業時間外において、組合員から施設の使用申請があった場合は、業務に支障のない範囲で認めること。 上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

## 営業条件に係る補足説明事項

① 食堂経営は組合員及び来庁者の利便に資する目的をもって行うこと。
② 営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
③ 営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
④ 事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
⑤ 設備及び物品の善良なる管理者の注意義務で管理すること。
⑥ 営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については組合員及び来庁者等の利用しやすいものにする。
⑦ 従業員の身元保証、健康管理及び服務規律は委託者の責任において行うこと。
⑧ 契約期限は1年とし、期限経過後は1年ごとに最大5年まで契約の更新ができるものとするが、期限経過後は速やかに施設等の原状回復を行うこと。
⑨ 受託者に貸与できる備品類の詳細については、個別説明時に行う。
⑩ 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。